

今月から

高額介護(介護予防)サービス費の 負担上限額(月額)が変わりました



高額介護(介護予防)サービス費とは、介護サービスを利用した場合の自己負担額の上限を超えた額が払い戻される制度です。

世帯員のいずれかが町民税を課税されている人の上限額が月額37,200円から月額44,400円に引き上げられます。

対 象	負担上限額(月額)	
	平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
◆世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ◆生活保護を受給している人	15,000 円	15,000 円
◆世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000 円	15,000 円
◆世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以上の人	24,600 円	24,600 円
◆世帯員のいずれかが町民税を課税されている人	37,200 円	44,400 円 (※1)
◆世帯の中に課税所得金額145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合は383万円)以上の現役並み所得に相当する65歳以上の人がいる人	44,400 円	44,400 円

※1 ただし、同じ世帯のすべての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担が1割の世帯は、3年間の時限措置として年間(※2)446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられます。

※2 前年の8月1日～翌年7月31日までの1年間

閩福祉課介護保険係 ☎ 286-3114

熊本地震により住宅を再建される人へ

合併処理浄化槽の 設備整備補助金を交付します

町では、熊本地震で家屋が被災し、下水道の認可を受けた区域かつ供用開始以前の区域(津森校区)に住宅を再建される人に対し、合併浄化槽の設備整備補助金を交付します。詳しくはお尋ねください。



【合併浄化槽の設備整備補助金額】

種別	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

閩下水道課(町浄化センター内) ☎ 286-1131

益城町復興計画実施計画および 事業スケジュールの公表について

このたび、復旧・復興に向けてのさまざまな取り組みの内容やスケジュールを整理した「益城町復興計画実施計画」を作成しました。

また、「益城町における復旧・復興事業の状況と今後の見通し(平成29年6月末現在)」(事業スケジュール)も併せて作成しています。

役場仮設庁舎1階、交流情報センターミナテラス、保健福祉センターはびねすに設置し、町ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

(ホーム>平成28年熊本地震災害情報>復興へのあゆみ【益城町復興計画】)

閩企画財政課復興企画係 ☎ 286-3223